

2016年（平成28年）2月15日

放送人権委員会決定 第59号
「ストーカー事件映像に対する申立て」
— 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

「ストーカー事件映像に対する申立て」に関する 委員会決定 — 見 解 —

申立人 食品工場社員 B氏
被申立人 株式会社フジテレビジョン
苦情の対象となった番組

『ニュースな晚餐会』（日曜日 午後7時58分～8時54分）
放送日時 2015年3月8日（日）
午後7時58分から約27分間

【決定の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ

【本決定の構成】

I 事案の内容と経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ

1. 本件放送内容と申立てに至る経緯
2. 論点

II 委員会の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ

1. 本件放送と現実の事件の関係
2. 本件放送の登場人物と申立人の同定可能性
 - (1) 本件放送内容と申立人の同定可能性
 - (2) フジテレビの反論について
3. 本件放送の内容と申立人の名誉の毀損
4. 本件放送の公共性・公益性
5. 申立人に関する放送内容の真実性など
6. 放送倫理上の問題
 - (1) 事実を事実として伝える必要性
 - (2) 関係者の名誉やプライバシーに配慮する必要性
 - (3) 小括～本件放送内容にかかわる放送倫理上の問題
 - (4) 放送後の対応の問題

III 結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14ページ

IV 放送概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15ページ

V 申立人の主張と被申立人の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・ 24ページ

VI 申立ての経緯および審理経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 27ページ

【決定の概要】

本件は、フジテレビがバラエティ番組『ニュースな晩餐会』（2015年3月8日の放送）で、「ストーカー事件」の被害の問題について、その一例を伝える目的で放送し、職場の同僚の間で行われたつきまとい行為やこれに関連する社内いじめを取り上げたものである。この中で、役者による事件の再現映像と、申立人の職場の人物のインタビュー映像や申立人が隠し撮りされた映像、同僚同士の会話の隠し録音などが随所に織り込まれた映像が放送された。

申立人は、この放送で「ストーカー行為を行った人物」として取り扱われ、そのことが職場に広く知れ渡ってしまい、また、放送内容も事実と大きく異なっていたために、本件放送によって名誉を毀損されるなどの人権侵害を受けたとして委員会に申し立てた。

委員会は、申立てを受けて審理し、本件放送には、申立人の名誉を毀損する等の人権侵害があるとはいえないが、放送倫理上の問題があると判断した。決定の概要は、以下のとおりである。

フジテレビは、関係者の映像等にボカシを入れ音声を加工したこと、役者による再現には「イメージ」とのテロップや、「被害者の証言に基づいて一部再構成しています」とのテロップを付したことから、本件放送が特定の人物や事件について報道するものではないとしているが、現実にあった事件の関係者の映像や音声を随所に織り込み、再現の部分も含めて一連の事件として放送している以上、視聴者は、現実起きた特定の事件を放送しているものと受け止める。

本件放送では、一定のボカシがかかっているとはいえ、職場の駐車場の映像や、申立人の職場関係者に関する情報が含まれていること、放送当日、取材協力者でもあった「ストーカー事件」の被害者らが、本件放送が行われることを予め職場などで話して回ることも十分予想できる状況下であったことなどから、職場の同僚には本件放送の登場人物が申立人であると同定できる。

とはいえ、本件放送は、公共の利害に関する事実を、公益をはかる目的で放送したものであり、申立人が行っていたことに関する基本的事実関係については真実であると認められるので、申立人に対する名誉毀損等の人権侵害があるとはいえない。

しかし、フジテレビは、本件放送が基本的には現実の事件を再現するものとして視聴者に受け止められるにもかかわらず、「被害者の証言に基づいて一部再構成しています」などのテロップを付したことなどによって本件放送が現実の事件の真実から離れても問題はないと安易に思い込み、真実に迫るための最善の努力を怠り、取材においても一方当事者からの取材のみに依拠して、職場内での処遇の不満や紛争という事件の背景や実態を正確に把握する努力を怠った。また、このような取材、放送の在り方は、申立人の名誉やプライバシーへの配慮を欠くものであった。さらに、フジテレビは、本件放送に対する申立人らの苦情に真摯に向き合わなかった。これらの点で、本件放送と放送後のフジテレビの対応には放送倫理上の問題がある。

したがって、委員会は、フジテレビに対し、本決定の趣旨を放送するとともに、再発防止のために、人権と放送倫理にいっそう配慮するよう要望する。

I 事案の内容と経緯

1. 本件放送内容と申立てに至る経緯

フジテレビは2015年3月8日（日）に放送したバラエティー番組『ニュースな晩餐会』で、地方都市の食品工場を舞台に起きたストーカー事件とその背景にあったとされる社内いじめ行為を取り上げた。番組では、ストーカー事件の被害者とのインタビューを中心に、取材協力者から提供された映像や再現ドラマを合わせて編集したVTRが放送され、スタジオトークが展開された。番組ではナレーションで被害者の女性を「Cさんは現在28歳、食品メーカーの工場に勤務する、ごく普通の会社員」と紹介。一方、申立人は「年齢は40歳前後、短髪の黒髪に中年太り、服装はジャージにハーフパンツというかなりラフな出で立ち、さらにこの後、男が大胆な行動に出る」と紹介された。登場人物、固有名詞はすべて仮名、被害者、加害者らの取材映像にはマスクング・音声加工が施されていた。

この放送について、ある地方都市の食品工場で働く男性が、放送された食品工場は自分の職場で、再現ドラマでは、社内いじめの“首謀者”の女性とされたA氏（本件放送では「佐野」と仮名で呼ばれている）の指示のもとで自分（本件放送では「白井」と仮名で呼ばれている）がストーカー行為を行ったとする放送内容で、放送により名誉を毀損され、プライバシーを侵害されたと訴える申立書を2015年4月20日付で委員会に提出し、謝罪・訂正と名誉回復を求めた。

申立書によると、放送された映像にはボカシがかけられるなどしているものの、自動車の車種や体型、年齢などの説明をするナレーションによって「白井」が申立人のことを指すことがわかるものであり、取材を受けたとされる被害者C氏（本件放送では「山崎」と仮名で呼ばれている）らが放送前に、同社での事件が番組で放送されると社内で言い回っていたという。その結果、放送前に同社での事件が放送されることが社内に知れ渡り、実際に番組が放送されたことにより申立人及び家族が精神的にダメージを受けたとしている。

これを受けてフジテレビは5月27日、本件申立てに対する「経緯と見解」書面と関連資料および番組同録DVDを委員会に提出。同書面の中で、「本件番組は、特定の人物や事件について報道するものではなく、事実を再構成して伝える番組であり、取材した映像・音声・内容に加工や変更を加えることで、本件番組の放送によって人物が特定されないよう配慮しているから、相手方側の取材を行う必要はない」と主張している。

そのうえで同社は、「本件番組を放送したことによって人物が特定されて第三者に認識されるものではない。従って、本件番組の放送により特定の人物の名誉が毀損された事実はなく、訂正放送等の必要はない。また、申立人が自らの名誉が毀損された

とする原因事実は、本件番組及びその放送自体ではなく、本件番組で申立人所属の会社のことが放送される旨、会社の中で流布されたことにあると考えられ、本件番組の放送による人権侵害があったとは考えられない」と述べている。

なお、フジテレビは、申立人と話し合う可能性を模索するよう求めた委員会事務局の要請に対し、申立人と話し合えば、申立人だけでなく取材を受けた被害者をも特定することになり、被害者保護を放棄することにもつながるため、話し合いには一切応じられないとの立場を示した。

委員会は2015年6月16日に開催された第221回委員会で、委員会運営規則第5条（苦情の取り扱い基準）に照らし、本件申立てを審理入りすることを決めた。放送の概要については後述の「IV 放送概要」、提出された書面やヒアリングを通じて明らかになった申立人の主張とそれに対する被申立人の答弁は「V 申立人の主張と被申立人の答弁」のとおりである。また、申立に至る経緯および審理経過は末尾「VI 申立ての経緯および審理経過」に記載のとおりである。

2. 論点

申立人が主張する本件放送による人権侵害の有無とそれに係る放送倫理の問題を検討するために、委員会が取り上げる論点は以下のとおりである。

（1）人権侵害はあったか

- ・ 本件放送と現実の事件との関係
- ・ 本件放送の登場人物と申立人の同定可能性
- ・ 本件放送の内容は申立人の名誉を毀損したか
- ・ 本件放送の公共性・公益性はあったか
- ・ 申立人に関する放送内容に真実性はあったか

（2）放送倫理上の問題はあるか

- ・ 事実を事実として伝え、真実に迫る最善の努力をしたか
- ・ 関係者の名誉やプライバシーへの配慮は十分であったか
- ・ 関係者からの異議、苦情への対応は十分であったか

II 委員会の判断

1. 本件放送と現実の事件の関係

本件放送は、フジテレビがバラエティー番組『ニュースな晩餐会』で「ストーカー被害」の問題について、その一例を伝える目的で放送したものである。番組は、被害者C氏がインタビューに答える映像や、取材協力者から提供された、隠し撮りによる申立人の映像や、隠し録音によるC氏とA氏の会話など、事件関係者本人が登場する部分と、「イメージ」というテロップを付して役者が演じている再現映像部分とが交互に現れながら、一つの事件の流れを説明するという構成となっている。番組冒頭の「イメージ」映像とする再現映像が流れている際には、「被害者の証言を基に一部再構成しています」とのテロップが約10秒間、そしてコーナー後半のCMあけに同様のテロップが約7秒間表示されている。また、本件放送は、フジテレビが情報バラエティー番組として位置づけた放送であり、番組の随所に、スタジオにいるゲストのタレントらの表情や反応が挿入されている。

申立人に関するC氏から提供された実写映像では、C氏の運転する自動車の後ろを申立人が追尾するかのよう自動車で走行する様子、C氏が自動車を停めたコンビニエンスストア駐車場で申立人が写真を撮影する様子、申立人がC氏の自動車からGPSを取り外す様子等が放送されている。また、再現映像の中では役者によって表現されている。

事件関係者本人らが登場する部分については、人物の顔には識別不可能な程度にボカシがかけられ、音声は識別不可能な程度に加工され、関係者らが乗る自動車については車種は推定できるものの、薄いボカシがかかり、ナンバープレートは判別不能なようにボカシがかかっている。

申立人は、この本件放送について、自らの職場で起きた現実の事件を再現したものとして放送していると主張する。

これに対してフジテレビは、再現映像の部分を含む構成をとり、「被害者の証言を基に一部再構成しています」とテロップ表示していることと、登場する人物について仮名を用い、事件関係者本人らが登場する場面では上記のように顔にボカシをかけ、音声も変えていることを理由に、本件放送は、現実の事件と同一の事実関係を放送しているものではないと視聴者に受け止められると説明している。

しかし、放送中の人物が誰であるかを同定できるかどうかということと、放送内容が現実に関した事件の再現であるかどうかは別の問題であり、仮名を付され、ボカシのかかった事件関係者の映像や、隠し録音による事件関係者の会話が入っていることは、むしろ、現実の事件が存在することを前提とした放送であることを示すものである。(以下、放送で登場する人物について、実在の特定の人物のことを指しているこ

とがわかることを「同定」という。)

また、「イメージ」とテロップ表示される部分では、「被害者の証言を基に一部再構成しています」とのテロップも入っているが、「被害者の証言を基に」とされていることは、むしろ被害者が存在する現実の事件を再現していることを示すものと視聴者には受け止められる。「再構成」という記載も、時系列等を整理したことを意味するに過ぎないのか、現実の事件を誇張した部分や架空の事実を含むことを意味するものであるかは明らかではない。

「イメージ」の部分は、役者による再現映像であるが、これに連続した流れの中で事件関係者本人が写っている映像が随所に織り込まれており、再現映像の部分の登場人物も、事件関係者本人が登場する場面と同じ仮名を付されている。仮にこのイメージの部分に誇張や架空の事実を放送する部分があるとしても、どの部分が真実で、どの部分に誇張や架空の事実が入っているものであるか、視聴者は判断できない。「イメージ」とされる部分の中に架空の部分等があるとしても、全てが架空の事実では、随所に織り込まれた関係者本人が登場する映像部分とのつながりがなくなってしまうことになるから、視聴者は基本的には現実の事件を再現したものであるという印象を持つであろう。

放送の間に、何回か挿入されるスタジオにいるタレントたちの表情も、現実の事件の再現であることが前提であるように、驚いたり、顔をしかめたりするものとなっている。

以上によれば、視聴者は、「イメージ」と表示された部分も含め、本件放送全体が、登場人物の関係、行った行為等の基本的な事実関係において現実の事件を再現したものであると受け止めるものである。「一部再構成しています」とのテロップ、仮名の使用、ボカシや音声などの加工等を理由に、「現実の事件を放送しているものではないと視聴者に受け止められる」とのフジテレビの主張を認めることはできない。

2. 本件放送の登場人物と申立人の同定可能性

(1) 本件放送内容と申立人の同定可能性

申立人は、本件放送において、少なくとも申立人の職場の関係者にとっては、登場人物の「白井」が申立人であると同定可能であったと主張する。これに対しフジテレビは、本件放送においては、ボカシや仮名を使用することによって「白井」が申立人であると同定できないようにしてあるから、申立人の名誉権等の侵害は生じていないとも主張する。

そこで、申立人と本件放送の登場人物を結びつけることとなる放送内容を検討すると、以下のとおりである。

事案の中心となる職場について、「食品メーカーの工場」とナレーションを付し、ど

のような食品かを特定していないものの、申立人の職場に当てはまる表現を用いた。

事件関係者本人の映像については、加害者とされる申立人について、まず、申立人本人がコンビニエンスストア前の駐車場で写真を撮影している場面の隠し撮り映像を放送している。この映像は、顔から上にボカシが入り、顔の特定はできないものの、肩から下の部分は、体型、衣類などが判別でき、「年齢は40歳前後、短髪の黒髪に中年太り、服装は、ジャージにハーフパンツというかなりラフな出で立ち」というナレーションが付いている。

また、申立人本人が、申立人の職場の駐車場で、自らの自動車を降りてC氏の自動車からGPSを取り外す場面の隠し撮り映像が放送されている。申立人とC氏の自動車にはボカシが入っているが、申立人の自動車の車種は推定できる。その場所については、「工場内の駐車場」というナレーションが付いており、同じ職場の者が視聴すると、職場の駐車場との類似点に気が付く映像となっている。

さらに、『『白井』は書類送検される見通しとのこと』とのナレーションが流れているが、本件放送の数か月前には、申立人に対する捜査として警察が職場に立ち入り、その際に同僚数名も立ち会っていたから、職場の同僚にとってこのナレーションは本件放送の「白井」と申立人とを結びつけるヒントになるものであった。

以上が、「白井」を申立人と同定する材料となりうる放送内容である。

このような放送内容に加え、放送当日、放送に先立って、取材協力者であったC氏とその知人D氏らが複数の職場の同僚に対して、また、C氏らから情報提供を受けたと思われる従業員が職場で行われた朝礼で、それぞれ本件放送で職場のことが取り上げられるということ話を話した。

C氏らが放送前に提供した上記の知識を前提に、申立人と同じ職場の者が本件放送を視聴すると、隠し撮りされた工場の駐車場の画像が申立人の職場の駐車場であり、事件の内容、ナレーションで説明された年齢、髪型などから、「白井」が申立人を指すものであると同定することができた。

したがって、本件放送は、少なくとも申立人の職場の同僚からは、「白井」が申立人であると同定しうるものとなっている。

なお、映像についてはボカシが入り、音声の加工が入ることから、全ての一般視聴者が申立人を含む事件関係者を同定することは困難であるが、放送対象となった人物の年齢、職業、容貌その他の一定の情報を知る周囲の人や、将来、その人物を知ることとなる人などの一定の範囲の人によって同定される場合であっても権利侵害が成立しうる（委員会決定第52号「宗教団体会員からの申立て」、最高裁第3小法廷平成14年9月24日「石に泳ぐ魚」事件判決参照）。

（2）フジテレビの反論について

ア フジテレビは、本件放送に先立って、C氏らが、本件放送で職場の問題が取り上

げられるということ、職場で話して回ったことが原因で、「白井」が申立人であると同定されたのである、取材を受けた者による情報の流出によって放送上の登場人物が現実の人物と同定できることとなったとしても、それは本件放送によって生じた事実ではなく、放送局は責任を負うものではないと主張する。

しかし、(1)に示したとおり、本件放送には、申立人本人やC氏本人が登場する実際の映像が放送されており、その中から、申立人の体型や髪型、申立人の自動車の車種、職場の駐車場が事件の現場であることなどの情報が得られる放送内容となっていた。また、職場の一部の従業員には知られていた警察による申立人に対する捜査関係の情報も放送されていた。このように、本件放送は、申立人、C氏やA氏を知る職場の同僚に「白井」を申立人と同定しうる要素を多く含んでいる。

上記の情報のみで「白井」が申立人であると同定しうるかどうかについては、委員の中で意見が分かれたが、少なくとも、このような本件放送内容を、職場の同僚が、本件放送が職場のことを取り扱っているという情報を前提に視聴すれば、放送の登場人物が、申立人であると同定することが十分に可能であったとの点で意見は一致した。したがって、本件放送の「白井」が申立人であると同定されるに至った原因は、単に、放送に先立って、本件放送が職場を扱うということ、C氏らが職場の同僚らに話して回ったことだけにあるのではない。

また、放送に先立って、本件放送で職場のことを扱うと、C氏らが職場の同僚などに話して回ることも十分に予測しうる状況にあったのであり、そのことも、本件放送における申立人の同定性の問題を検討するに当たって無視することはできない。

即ち、本件放送の対象となった事件は、本件放送の後半で説明されているように、恋愛感情などを背景としたストーカー事件ではなかった。実態は、職場の同僚同士の、処遇をめぐる軋轢・紛争が背景にあったと見られ、その紛争の当事者であった申立人が、他方当事者の一人であったC氏らの私生活を暴露することによって、職場での処遇上の問題などを有利に解決しようとしたことなどが事件の動機であったと考えられる。このような中で、職場でのトラブルの一方当事者であるC氏は、インタビュー場面の撮影に応じたり、隠し撮りの映像や隠し録音のデータをフジテレビに提供するなどして積極的に取材に協力していた。また、C氏は、警察にも被害届を提出し、警察が職場に立ち入るなどの捜査もすでに開始されていた。

このような事件の背景の中で、フジテレビは、「いじめ」を行ったとされるA氏や申立人の側には一切取材を行っておらず、その結果、フジテレビは、本件放送の対象となった事件の背景となった、職場の同僚同士の軋轢や紛争の経緯、実態を正確に把握しないままに取材を進めている。

C氏やC氏とともに取材に協力したD氏は、上記のような取材の状況のもとでは、本件放送では自らの意見に沿った内容が放送されることを予期していたであろうと

考えられる。とすれば、C氏の側が、職場での処遇上の問題、紛争を有利に解決しようとして、あるいは、申立人のつきまとい行為などによって受けた被害感情などから、本件放送が行われることを職場で同僚らに話して回ることも十分に予測しうる状況にあったのである。

本件放送の取材過程の問題から生じていた以上の状況は、本件放送と無関係な偶発的なものとはいえ、本件放送自体が内包する、本件放送における申立人の同定性を検討する前提となる事実である。したがって、放送に先だってC氏らが、本件放送で職場のことを扱うことを職場の同僚らに話して回ることが十分に予測しうる状況にあったことも含めて考えると、本件放送は、「白井」を申立人と同定することが可能なものであったと判断する。

イ これに関連して、フジテレビは、C氏やその知人D氏から「取材で知り得た情報の一切は、第三者へ漏洩しないこと」という記述を含む承諾書に署名してもらっていたこともあって、本件放送が行われることについてC氏らが職場で吹聴することは想定できなかつたと主張している。

しかし、上記承諾書は、文字通り読めば、取材を通じて新たに知った事実を第三者に漏洩しないこと、あるいは本件放送内容を他のメディアに流出させて番組の価値を落とさないことを求めていると解されるものであって、関係者の名誉やプライバシーを保護するために、自らを対象とする本件放送が放送されることを職場の知人を含む第三者に話してはならない、と明確に禁じる趣旨を含むものとまでは考えられない。また、仮にそのような趣旨を含む承諾書に署名を得ていたとしても、C氏らが、放送に先立って、本件放送が職場を題材とするものであると職場の同僚らに話して回ることが予想できた状況に変わりはないといわざるを得ない。

ウ よって、取材を受けた者による情報の流出によって放送上の登場人物が現実の人物と同定できることとなったとしても「それは本件放送によって生じた事実ではなく、放送上の責任を負うものではない」などとするフジテレビの主張を認めることはできない。

3. 本件放送の内容と申立人の名誉の毀損

以上を前提に、本件放送が申立人の名誉を毀損するものであったかを検討すると、本件放送は、「白井」として登場する申立人について、以下のような事実を示している。

①C氏が自動車通勤の途中を自動車で尾行した。②C氏がコンビニエンスストアの駐車場に自動車を駐車して買い物をしている様子を撮影した。③C氏の自動車に密かにGPSを装着したうえで、工場内の駐車場で密かにGPSを取り外した。④これらのつきまとい行為について、書類送検される見通しである。

これらの事実は、申立人が、条例違反にも該当しうる「つきまとい」などの行為を

行ったことを指摘するものであって、申立人の社会的評価を下げるものであることは間違いない。

ただし、一般に、事実を摘示しての名誉毀損にあつては、摘示した事実が公共の利害に関わる事実に係り、表現の目的がもっぱら公益を図ることにあつた場合には、摘示した事実の真実性が証明されたとき、その表現には違法性がないとされており、仮に、上記の証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信じるについて相当の理由があれば、故意・過失が否定され、免責される。

フジテレビは、そもそも本件放送の「白井」と申立人が同一人であるということが本件放送では同定できないと説明しており、したがって真実性等に関する詳細な主張はしていないが、委員会は、本件放送についても、公共性・公益性の有無、真実性の証明、真実相当性の有無についての検討を行う。

4. 本件放送の公共性・公益性

本件放送の対象となった事件は、職場内での処遇をめぐる軋轢・紛争が背景にあることが推認されるものであるが、それが、自動車にGPSを付けての行動の監視などによる刑事事件に発展したものであるから、職場の人間関係の軋轢がエスカレートして「つきまとい」や犯罪に発展することがありうるという意味で、公共の利害に関わる事実であり、このようなことについて社会に注意喚起を促すという放送の目的には公益性が認められる。

5. 申立人に関する放送内容の真実性など

次に、本件放送のうち申立人に関する部分に真実性が認められるかを検討する。

3項に挙げた、①申立人は、C氏が自動車通勤する途中を自動車で尾行した。という点については、申立人は、自動車でC氏を尾行したことはなかったと主張する。他方、申立人は、C氏の自宅付近に行き、自動車が駐車しているかを調べるなどして職場に出勤したかどうかを確認したことがあるとしており、①にかかわる実写の映像もその帰り道に撮影されたものではないかと説明する。

②申立人は、C氏がコンビニエンスストアの駐車場で自動車を駐車して買い物している様子を撮影した。については、申立人は、コンビニエンスストアの駐車場で撮影したのはC氏の自動車であつて、C氏の姿ではないと主張する。但し、申立人も、C氏の自動車がこのコンビニエンスストアに駐車していることがあるのではないかと、見に行っていたことを認めている。

③申立人は、C氏の自動車に密かにGPSを装着したうえで、工場内の駐車場で密かにGPSを取り外した。については、申立人もこれを認め、GPSの記録から、C氏の行動をパソコン上で確認していたと述べている。

④これらの行為について、申立人は書類送検される見通しであることについては、申立人もこれらの行為の一部について迷惑防止条例違反容疑で書類送検されたことを認めている。

以上からすると、申立人が、C氏の自動車にGPSを付けたり、コンビニエンスストアなどの駐車場にC氏の行動を見に行くなどしてC氏を監視し、これらの行動について書類送検されたことは真実である。自動車で「尾行」までしたのかどうか、駐車場で撮影した対象がC氏の自動車であったのかC氏自身であったのかなどの点に関する双方の説明に相違があり、これらの点について真実性の証明が出来ていない部分があるものの、本件放送が摘示した事実の主要な部分については真実であると考えられる。

したがって、委員会は、申立人について、名誉毀損の成立までは認めない。

また、本件放送に公共性・公益性が認められること、申立人の職場の一定範囲の人においては申立人についての刑事手続が進行していることが既に知られていたであろうことなどを考慮すると、申立人のプライバシーを侵害したとまでは認められない。

6. 放送倫理上の問題

(1) 事実を事実として伝える必要性

委員会は、申立人への名誉毀損等の人権侵害は認定しなかったものの、放送内容の真実性の項で述べたとおり、本件放送内容で摘示されている申立人の言動の一部については、真実性の証明ができないところがあり、申立人に対する名誉毀損をきたしかねない要素があったと考える。そこで、以下のとおり放送倫理上の問題点を指摘する。

フジテレビは、「イメージ」というテロップを付して役者が演じる再現映像の部分を含む構成をとり、「被害者の証言を基に一部再構成しています」としていることと、登場する人物について仮名を用い、事件関係者本人が登場する場面では同定不可能なようにボカシをかけ、音声も変えていることを理由に、本件放送は、現実の事件と同一の事実関係を放送しているものではないと視聴者に受け止められると主張している。このため、フジテレビは、本件放送内容が、現実の事件の事実から離れても問題はないと考えた。

しかし、1項において検討したとおり、視聴者は、「イメージ」とされる部分も含めて本件放送全体が、登場人物相互の関係、行った行為等の基本的な事実関係において現実の事件を再現したものであると受け止める。

報道番組でなく、バラエティー番組であることを前提とし、上記のように「イメージ」というテロップを付したり仮名を用いる等の編集をしたとしても、本件放送のように、現実の事件の関係者の実写映像や隠し撮りした音声を随所に織り込んで、現実の事件を再現するものとして放送する以上、放送局は、事実を客観的かつ正確、公平

に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない（放送倫理基本綱領参照）。本件のような構成で番組を製作した場合、視聴者は、どの部分が真実で、どの部分に誇張や架空の事実が入っているものであるか判断できないからである。

ところが、フジテレビは、上記のように、本件放送が現実の事件と同一の事実関係を放送しているものではないと視聴者に受け止められると安易に思い込んだこともあって、本件放送内容が、現実の事件の事実から離れても問題はないと考え、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を尽くすべきところ、これを怠ったといわざるをえない。

この問題点は、本件放送の取材過程にもあてはまる。即ち、本件のように、対立する一方当事者からの情報提供に対しては、他の一方についての十分な情報も入手し、トラブル当事者の相互関係を的確に把握した上で、両者対等の立場から取材にあたるのが、特に私人間の場合は重要である。やむを得ず一方からのみの情報に基づいて取材に入る場合には、最終的に相手方に対する取材とその言い分を取り入れるなど、十分なフォローが必要である。このことは、委員会決定第11号（「隣人トラブル報道」）も指摘するところである。しかし、本件放送では、取材の過程でも、一方当事者の側からのみ取材を行い、相手方を一切取材せず、十分な裏付けもなく、事件の背景を掘り下げるなどの努力を怠ったといわざるをえない。

その結果、例えば、A氏については、社内いじめの「首謀者」であるとか、申立人に対して、C氏へのつきまとい行為を行うよう指示していたなどの、真実とは認めがたい放送を行うこととなり、申立人についても、自動車でC氏を「尾行」したのかどうか、駐車場で撮影した対象がC氏の自動車であったのかC氏自身であったのかなどの点では言い分の異なる事実をC氏の説明のみに依拠して放送するなどした。

（2）関係者の名誉やプライバシーに配慮する必要性

本件放送には、本件放送中の事件関係者本人が登場する映像や音声、容姿、年齢を説明するナレーションなどによって、放送上の人物を事件関係者本人と同定する要素が含まれている。また、事件当事者の一方への取材に依拠し、他方当事者への取材を一切行わないというような取材の在り方も原因となって、取材を受けた一方当事者が、本件放送に先立って、職場を題材とする本件放送があることを職場で話して回ることも十分に予測しうる状況にあった。

この結果、フジテレビが本件番組の登場人物に匿名性を持たせようと考えていたにもかかわらず、本件放送の登場人物が申立人やA氏であると同定できる結果となってしまった。このような放送内容と取材の在り方は、関係者の名誉やプライバシーに対する配慮に欠けるものといわざるをえない。

（3）小括～本件放送内容にかかわる放送倫理上の問題

（1）のとおり、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努

力をすべきところ、これを怠ったという問題と、(2)のとおり、関係者のプライバシーや名誉への配慮を欠いたという問題があいまって、本件放送は、委員会決定第58号「ストーカー事件再現ドラマへの申立て」で判断したとおりA氏の名誉を毀損し、申立人の人権も侵害しかねない結果を生んだといわざるをえない。

フジテレビは、本件番組について、「トークとVTRで構成するバラエティー番組」と位置づけ、「視聴者に対して、いま日本や世界で起こっている事象を気楽に、そして有益な情報を提供し、考えながら観てもらえる番組作りを目的としている」とする。委員会もこのようなバラエティー番組の存在意義を認めるものであるが、放送が、現実の事件を再現するものとして伝えるのであれば、真実に迫る努力を怠らず、事件関係者の名誉やプライバシーへの配慮を十分に行うべきであり、本件放送は、真実に迫る努力を怠ったとともに、名誉、プライバシー権への配慮を欠いたものとして、放送倫理上の問題があるといわざるをえない。

(4) 放送後の対応の問題

日本民間放送連盟報道指針5項(1)は、視聴者・聴取者の意見、苦情には真摯に耳を傾け、誠意を持って対応すべきこととしている。

本件放送中及び放送後に申立人及びA氏が、それぞれフジテレビに抗議の電話をかけて、放送内容が事実と反することなどを主張していた。放送後の抗議の電話では、C氏らが、本件放送前に、職場において本件放送が職場の事件を題材とするものであることを話して回っていたこともフジテレビに告げていた。これに対してフジテレビは、被害者とされた取材協力者自らの行動もあって申立人の匿名性が失われたことが判明した後もなお、プライバシー保護を理由に具体的な回答をせず、申立人からの苦情に真摯に向き合わなかった。この点、上記報道指針に鑑みて、放送倫理上の問題があるといわざるをえない。

Ⅲ 結論

以上により、委員会は、本件放送は申立人の名誉を毀損するものであるとは認めなかった。

現実の事件の関係者本人の映像や音声を織り込みながら再現している本件放送は、現実の事件を再現しているものとして一般視聴者に受け止められる。フジテレビは、ボカシ等を入れ、「被害者の証言を基に一部再構成しています」とのテロップ表記したことだけで現実の事件の事実から離れても問題はないと安易に思い込み、事実を正確に伝える努力を怠り、関係者の名誉やプライバシーへの配慮を欠くこととなった。また、申立人からの苦情に真摯に対応しなかった。以上の点において、放送倫理上の問題がある。

委員会は、フジテレビに対し、本決定の趣旨を放送するとともに、再発防止のために、人権と放送倫理にいつそう配慮するよう要望する。

IV 放送概要

被申立人（フジテレビ）から提出された同録DVDなどによると、本件放送のうち本決定に関連する概要部分は以下のとおりである。

映像	場面・テロップ等	ナレーション・インタビュー・音声・セリフ等
オープニング	テロップ 「晩餐会の主宰者 美輪明宏様」	美輪明宏 今夜皆様と一緒に考えたいのは、今起きている新たな犯罪についてです。かよわい女性をつけ狙う卑劣なストーカー事件。 しかし、今、ストーカーの目的はなにも、恋愛感情のもつれだけとは限りません。あなたも被害者になる可能性があるのです。 (中略) <input type="checkbox"/> ナレーション ・実は、ストーカーは色恋に関係なく誰もが被害に遭う可能性がある犯罪なのだ。
	テロップ 「ストーカー被害者 山崎 さん（仮名）」	<input type="checkbox"/> 被害者「山崎」インタビュー 「私の人生をめちゃくちゃにしようと思っているとしか思えなくて」
	テロップ 「被害者DATA 28歳・独身・食品メーカーの 工場勤務・勤務歴10年」	<input type="checkbox"/> ナレーション ・彼女は半年前からストーカー被害に遭っているという山崎さん。 ・山崎さんは現在28歳、食品メーカーの工場に勤務する、ごく普通の会社員。 <input type="checkbox"/> 被害者「山崎」インタビュー
	テロップ 「被害者の友人が撮影」 「悪質男を捉えた映像」	「最初はただのストーカーだと思ったんですけど、それよりも悪質 だったと思います」 <input type="checkbox"/> ナレーション ・これからご覧頂くのは、得体のしれないストーカーを相手に、戦うことを決意し、ついに自ら決定的な証拠を掴んだ、被害者の全記録である。
以上、オープニング		

本編

(注) 右上サイドテロップの主な表記は以下の三種類

◆最新犯罪 新型ストーカーの恐怖！！

男と戦った女性の全記録

イメージ

★最新犯罪 悪質なストーカーを使った

卑劣な大人の社内いじめ

イメージ

☆最新犯罪 悪質なストーカーを使った

いじめの首謀者と直接対決

イメージ

<p>再現映像</p>	<p>サイドテロップ◆ 「最新犯罪 新型ストーカーの恐怖！！ 男と戦った女性の全記録」 イメージ</p> <p>テロップ 「被害者の証言を基に一部 再構成しています」(10秒 間) テロップ イメージ</p>	<p>□ナレーション ・食品工場で働く山崎さんは職場へ向かうため通い慣れた道を運 転していた すると…。</p> <p>□ナレーション ・そこには山崎さんの後を付けてくる不審な車が…。 ・気味が悪くなり路肩に車を寄せると…。 ・その動きに合わせるように後ろの車も停車。 (中略)</p>
<p>実写映像</p>		<p>□被害者「山崎」インタビュー 「気がついた時にはもう後ろにいたって感じなので、まさかそんな 事をされるとは思わないので」 「顔までは見れなかったですけど、怖かったです」</p>
<p>再現映像</p>	<p>サイドテロップ◆</p>	<p>□ナレーション ・その後も行く先々で同じ車を目撃 このままでは生活に支障が でる。 ・たまりかねた山崎さんは友人に相談。 山崎役「このビデオカメラで撮ってほしいの」 ・これは実際に山崎さんの友人が撮影した映像である。</p>
	<p>テロップ 「2014年9月27日</p>	

	午後9時30分」	
実写映像 (車で尾行したとされる様子)	山崎の車に赤色ボカシ ストーカーの車に青色ボカシ	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> これは、実際に山崎さんの友人が撮影した映像である。 通勤のため工場へと向かう山崎さんの車。 そのすぐ後を走る軽自動車。 そう、これこそがストーカーの車なのだ。およそ15km、時間にして30分もの間、尾行する様子が映像に残されていた。
実写映像		<input type="checkbox"/> 被害者「山崎」インタビュー 「私の自宅まで知っていて、家の前の道を通ったりとか、家の近所でも何度かすれ違った時があつて…」 (中略)
実写映像 (車で尾行したとされる様子)		<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> しかし、このあと事件は急展開を迎える。
	テロップ 「2014年10月7日 午後10時30分」	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> この日、撮影された動画には犯人の行動が克明に記録されていた。
実写映像 (コンビニ駐車場)	山崎の車に赤色ボカシ ストーカーの車に青色ボカシ テロップ 「彼女を苦しめているストーカー男」 頭部に青色の円形ボカシ テロップ ストーカーDATA 年齢 40歳前後 特徴 短髪・中年太り 服装 ジャージ ハーフパンツ	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> 何気なくコンビニに立ち寄った山崎さんを見張っていた友人。 すると そこへ あの軽自動車が現れた。 どうやら山崎さんを追いかけてきたようだ そして。 男が車から降りてきた。 ついにカメラが捉えた。これが彼女を苦しめているストーカー男。 <input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> 年齢は40歳前後、短髪の黒髪に中年太り。 服装は、ジャージにハーフパンツという、かなりラブな出で立ち。 さらにこの後、男が大胆な行動に出る。 <ul style="list-style-type: none"> なんと手に持ったスマホで、コンビニにいる山崎さんを盗撮しはじめたのだ。

		<ul style="list-style-type: none"> 一部始終を撮られているとは知らず、堂々とスマホのシャッターを切り続ける男。
再現映像	サイドテロップ◆ テロップ 「白井（仮名）」 「ストーカー男の正体は 同じ会社の社員」	山崎役「この人… 同じ会社の人…」 <input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> ストーカー男の正体…それは、同じ工場で働く40代の男性社員「白井」だった。
実写映像 (車で尾行した とされる様子)	テロップ 「この男が山崎さんを車で 付け回し 盗撮を繰り返して いた」	<ul style="list-style-type: none"> この男が山崎さんを車で付け回し、盗撮を繰り返していたのだ。 (中略)
再現映像	サイドテロップ◆ テロップ 「白井は一回り以上 年 上」 「既婚者 夫婦仲も円満」	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> そのうえ、白井とは一回り以上歳が離れており、なによりも白井は既婚者で、夫婦仲も円満だった。聞けば聞くほどストーカー行為をする理由が見つからない。 (中略)
実写映像	テロップ 「実際に白井(仮名)がやっ ているかは」 「見たわけでもないし 証拠もなかったのだ」	<input type="checkbox"/> 被害者「山崎」インタビュー 「証拠が欲しかったので。実際に(*ピー)がやっているっていうのは見たわけでもないし、証拠もなかったのだ」 (中略)
再現映像	サイドテロップ◆	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> そこで、より強い証拠を手に入れるため再び友人の協力を求めた。 その山崎さんの執念が実を結び、ついに決定的な証拠を掴むこととなる。
	テロップ 「2014年10月24日 午前7 時00分」	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> その映像がこちら。
実写映像 (工場内の駐車 場)	山崎の車に赤色ボカシ 白井の車に青色ボカシ	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> 動画が撮影されたのは工場内の駐車場。この時間、山崎さんはまだ工場内で働いている。画面中央に見えているのが山崎さんの車

	テロップ 「動画が撮影されたのは工場内の駐車場」	<ul style="list-style-type: none"> ・するとそこへ 白井の車が現れた。 ・他の場所が空いているにもかかわらず、迷うこと無く真横に駐車、明らかに不自然な行動。 ・白井が車から降りた。そして、辺りを警戒しているのか、地面を這うように被害者の車の下に潜り込む。車の下で何やらゴソゴソと作業を済ませ急いで自分の車に戻っていく。
実写映像		<input type="checkbox"/> 被害者「山崎」インタビュー 「何か変な物がついていて、GPS発信機でした」
実写映像 (車の下に付けられた箱)	テロップ 「駐車場で出来事はGPSの取り外しが目的」	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> ・これは証拠をおさえるため、山崎さんが実際に撮った映像。そこには磁石で付けられた黒い箱が…。
再現映像	サイドテロップ◆ テロップ 「白井の取り調べが行なわれた」	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> ・山崎さんは、この動画を持ってすぐさま警察に相談。 ・すぐに白井を呼び出し、取り調べがおこなわれた。 白井役「確かに、私は彼女を付け回しました」 (中略)
実写映像		<input type="checkbox"/> 被害者「山崎」インタビュー 「これでやっと終わると思いました。逮捕されて会社に来なくなるんだらうって」
再現映像	サイドテロップ◆ テロップ 「これは誓って言えます 恋愛感情は一切ありません」	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> ・だが、本当の事件はここからだった。 ・ストーカー行為をあっさり認めた白井だったが。 ・さらなる警察の取り調べに意外な返答をする。 白井役「これは誓って言えます。恋愛感情は一切ありません」 <ul style="list-style-type: none"> ・そしてこの後、さらに過酷な運命が山崎さんに襲いかかる。
再現映像	サイドテロップ◆ テロップ 「大量のガラス片」 テロップ 「社内いじめ」 サイドテロップ★	<input type="checkbox"/> ナレーション <ul style="list-style-type: none"> ・それは工場に出勤したある日のこと。 山崎役「キャッ 何これ」 <ul style="list-style-type: none"> ・そこには、上履きの中に入れられた大量のガラス片が。 佐野役「あれ 山崎さん顔色悪いわよ 何かあったの」 <ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー行為に続いて始まったのは、露骨な社内いじめ。

	「悪質なストーカーを使った 卑劣な大人の社内いじめ」 イメージ テロップ 「佐野(仮名・60代パート)」	・その中心にいたのが二まわり以上年上のパート、「佐野」だった。
実写映像 (工場の駐車場)	テロップ 「社内いじめとストーカーの接点が明らかになる」	<input type="checkbox"/> ナレーション ・そして、その社内いじめと白井のストーカー行為の接点が明らかになる。
再現映像	サイドテロップ★ 「悪質なストーカーを使った 卑劣な大人の社内いじめ」 イメージ	<input type="checkbox"/> ナレーション ・休憩中、佐野に呼び出された山崎さん。 佐野役「山崎さん先週の金曜、ファミレスでごはん食べてたでしょ」 山崎役「え、佐野さん、いたんですか」 <input type="checkbox"/> ナレーション ・それはまるで、山崎さんの行動を監視しているような発言。 (中略) ・佐野は、またもや山崎さんが立ち寄った場所を言い当てた。 そして遂にすべての疑問が明らかになる時が来た それが…。
再現映像	サイドテロップ★ テロップ 「密談をする佐野と白井」 テロップ 「いじめの中心人物である佐野が山崎さんに悪い噂を立てるため」 「白井にストーカー行為をさせ情報を得ていた」	<input type="checkbox"/> ナレーション ・山崎さんが見たのは、密談をする佐野と白井。 ・いじめの中心人物である佐野が山崎さんにまつわる、よくない噂を立てるために白井にストーカー行為をさせ情報を得ていたというのだ。
実写映像		<input type="checkbox"/> 被害者「山崎」インタビュー 「どう考えても、私の人生をめちゃくちゃにしようと思っているとしか思えなくて、楽しんでんのかなって、追い詰めて」 (中略)
再現映像	テロップ 「ストーカー被害 社内いじめ」 「精神は崩壊寸前」 サイドテロップ★	<input type="checkbox"/> ナレーション ・ストーカー被害に続き、社内いじめ、さらに、会社も味方になってくれず彼女の精神は崩壊寸前だった。 ・真面目に働いてきた自分にいじめられる心当たりは無い。もし辞

	テロップ 「いじめの張本人・佐野を呼び出した」 「社内いじめの首謀者と直接対決」	めるとしても理由を知らないままでは納得できない。 ・そう思い立った山崎さんは、直接対決を決意。 ・社内に噂話を流していた張本人、佐野を呼び出した。 ・この後、被害者と社内いじめの首謀者が直接対決。
CM		
スタジオ	司会：田中みな実 渡部建 ゲストのタレントたち	
実写映像 (山崎)	テロップ 「ストーカー被害者山崎さん（仮名・28歳） 「被害者の証言を基に一部再構成しています」（7秒間）	<input type="checkbox"/> ナレーション ・半年前から同じ工場で働く男によりストーカー被害に遭っていた山崎さん。 ・ストーカーに続き、彼女を待ち受けていたのは露骨な社内いじめ。
実写映像 (工場の駐車場)		<input type="checkbox"/> ナレーション ・苦労の末、遂に、決定的な証拠を手に入れ警察に相談、事件は解決するかと思われた。しかし。
再現映像	サイドテロップ☆ 「悪質なストーカーを使った いじめの首謀者と直接対決」 <u>イメージ</u>	<input type="checkbox"/> ナレーション ・ストーカーに続き彼女を待ち受けていたのは露骨な社内いじめ。
再現映像	サイドテロップ☆ テロップ 「いじめの張本人 佐野を呼び出した」	<input type="checkbox"/> ナレーション ・真面目に働いてきた自分にいじめられる心当たりはない。もし辞めるとしても理由を知らないままでは納得できない。 ・そう思い立った山崎さんは、直接対決を決意。 ・社内に噂話を流していた張本人、佐野を呼び出した。
カセットレコーダー (隠し録音)	サイドテロップ 「悪質なストーカーを使った いじめの首謀者と直接対決」 テロップ 「その時 山崎さんが録音	<input type="checkbox"/> ナレーション ・これはその時、山崎さんが録音していた実際に音声である。

	<p>していた実際の音声」</p> <p>テロップ</p> <p>山崎「もうやめてもらっていいですか？そういうの」</p> <p>佐野「何で？」</p> <p>山崎「やめてほしいからです」</p> <p>佐野「何で？」</p> <p>山崎「いや普通に嫌でしょ！」</p> <p>佐野「だって実際やっていることを言っているだけだから根拠なく言ってるわけじゃないよ」</p> <p>山崎「はあ」</p> <p>佐野「なんでこんな風になったかって教えようか」</p> <p>佐野「(山崎さんは) チーフなんなんの根っからが私らの上なんなんの」</p> <p>佐野「そんな言い方じゃなくてももう少し」「気を使った言い方が出来ても良かったと思う」</p> <p>佐野「そういう普段の行いがこんな結果になったんだと思う」</p> <p>山崎「・・・」</p>	<p>山崎「もうやめてもらっていいですか そういうの」</p> <p>佐野「なんで」</p> <p>山崎「やめて欲しいからです」</p> <p>佐野「なんで」</p> <p>山崎「いや 普通に嫌でしょ」</p> <p>佐野「だって実際やっていることを言っているだけだから、嘘を言っているわけじゃないよ」</p> <p>山崎「はあ」</p> <p>佐野「なんでこんな風になったかって教えようか」</p> <p>佐野「チーフなんなんの。根っからが私らの上なんなんの」</p> <p>佐野「そんな言い方じゃなくて、もっと気を使った言い方が出来ても良かったと思う」</p> <p>佐野「普段の行いがこんな結果になったんだと思う」</p>
再現実像	<p>サイドテロップ☆</p> <p>テロップ</p> <p>「20代の若さでラインのチーフを任されていた」</p>	<p>□ナレーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事に対する真面目さが買われ20代の若さでラインのチーフを任されるようになった山崎さん。 ・どうやら、そんな彼女に反感を持つ人たちがイジメを主導しているようだった。 <p>(中略)</p>

<p>実写映像</p>	<p>テロップ 「会社は（白井を）解雇させる気はないと思うので、だったら自分から悪いことしたって認めて辞めてもらえれば」</p>	<p><input type="checkbox"/>被害者「山崎」インタビュー 「会社は（白井を）解雇させる気はないと思うので、だったら自分から悪いことしたって認めて、辞めてもらえれば」</p>
<p>再現映像</p>	<p>サイドテロップ◆ テロップ 「ストーカー白井書類送検される見通し」 テロップ 「いじめの首謀者佐野社内いじめについても警察に相談中」</p>	<p><input type="checkbox"/>ナレーション ・ストーカー行為を繰り返していた白井は書類送検される見通しとのこと。 ・そして、イジメの首謀者である佐野に関しても、山崎さんは警察に相談中だという。</p>
<p>実写映像 (コンビニ駐車場) (山崎さん)</p>	<p>サイドテロップ◆ テロップ 「ストーカー行為にまで発展する」 「現在の悪質な社内いじめ」 「きっかけは些細な事かもしれない」</p>	<p><input type="checkbox"/>ナレーション ・違法なストーカー行為にまで発展する現在の悪質な社内いじめ。 ・そのきっかけは、本人も気づいていないささいな事なのかもしれない。</p>

V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出された書面やヒアリングを通して明らかになった申立人の主張と被申立人の答弁は以下のとおりである。

	申立人	被申立人(フジテレビ)
問題となる放送内容と人権侵害について	<p>■女性がストーキングされる話だったが、放送上は全て仮名で誰か特定できないようになっていたが、女性の車から発信機を取り外すシーンで、会社の駐車場であることが会社の人間が見れば分かると思われ、また車もボカシが薄く、自分が乗用している車であることが容易にわかる内容だった。</p> <p>■女性の車の写真を撮るシーンで男性の外見について、40歳前後で短髪中年太りと紹介されていた。会社には40歳前後で中年太りなのは自分しかいないため、自分と特定されてしまう。</p> <p>■所属会社に勤めていた人間で事情を知っている者であれば会社の駐車場での映像、今回での経緯、A氏の特徴あるしゃべり方などで想像が付くレベルであり、人権侵害にならないように配慮しているとのことだが、配慮するなら実際の映像にマスクングするのではなく、全て再現VTRで行うべき。</p> <p>■関連会社にも通報したようで、犯罪行為をしたということがはれてしまったの</p>	<p>■番組は、特定の人物や事件について報道するものではなく、事実を再構成して伝える番組であるため、取材した映像・音声・内容には全て加工や変更を加えた。具体的には、登場人物についてはすべて仮名とし、特定の年齢の公表を控え、会社の名称や所在場所については触れていない。</p> <p>■撮影場所や被写体が特定されないようすべてマスクングを施し、車についてもナンバープレートはもちろん車体についてもマスクングをしている。仮に車種が分かったとしても、同一車種は日本全国において極めて多数存在しているので、それだけで人物が特定されることはない。</p> <p>■40歳で短髪中年太りという表現は、特定個人を特定するものとは到底言えず、ストーカー行為を行っている者についての描写として抽象的な表現方法をとったものに過ぎない。そもそも本件番組では会社を特定していないから、仮に申立人の所属会社で当該人物が申立人のみであったとしても、本件番組によって人物が特定されることにはならない。</p> <p>■取材した映像・音声・内容には全て加工や変更を加えているし、すべて仮名とし、実際の映像は十分にマスクングされ、再現VTRによる場合と同様、特定の人物であると断定することができない。断定できたとすれば、その原因は、申立人の所属会社が本件番組で取り上げられるとの噂が放送前に流布されたことにあり、たとえ再現VTRのみで番組を構成したとしても同様の事態が生じたと考えられる。</p> <p>■本件番組は、場所・個人の名前・職業内容などを変更したナレーションやテロップとするなど、放送によっては人物が特定されないよう</p>

	で、会社には置いておけないということで退職せざるを得なくなった。	に配慮しているので「事実と違う情報」であるのは当然のことと考える。
放送前の流布について	<p>■この事件の関係者と思われる人が放送前に具体的にわが社がテレビに取り上げられます、ということで従業員にストーキングしている人物が自分であるということを広められた。</p> <p>■取材協力者である「C氏」や「D氏」らにより放送前に所属会社の社員やパートナーたち、親会社などに情報の流出、流布があった。いくら映像に加工しても彼らにより情報が流出したことにより加工は意味を成していない。</p> <p>■承諾書を交わしているから問題がないというのは理解できない。承諾書さえ交わせば情報の流出、流布があっても構わないということはない。</p> <p>■取材協力者であるD氏から情報の流出、流布があったという通報が放送前にA氏からあったはずで、その時点で放送を変更できたのではないか。差し替えは難しいかもしれないが、情報の流出、流布をわかっているながら放送を強行してしまうのは人権侵害に対しての配慮があまりにも足りないのではないか。</p>	<p>■申立人が主張する原因事実は、本件番組及びその放送自体ではなく、番組で申立人所属の会社のことが放送される旨、会社の内外で流布されたこと及び申立人自身も自認していると推察されるストーキング行為自体が起因していると考えられ、本件番組の放送による人権侵害があったとは考えられない。</p> <p>■取材にあたって番組側は取材協力者と「取材で知り得た情報の一切は、第三者へ漏洩しないこと」を含む承諾書を取り交わしている。</p> <p>■彼らの流布行為について、当社は関知できる想定を超えていると考える。プライバシー保護の観点から、情報の漏洩はあってはならないことであり、それを防止するため、このような承諾書を取り交わしている。</p> <p>■取材協力者が自ら取材協力の事実を周囲に明かすとの行動をとることを疑わせる特段の事情もなかった。よって、取材協力者自身が承諾書に違反して情報を流布する事態は、当社にとって到底予見できるものではなかった。</p> <p>■我々にとって、それを予見することは非常に難しい状況であったと思っている。予見不可能であったところをもってすると、どうしても、責任がないとお伝えせざるを得ない。</p> <p>■事前に会社の人のことを放映するということが言われたのであれば、それを加味すれば特定できることは、そのとおりだと思う。</p>
放送内容と尾行	<p>■A氏の指示を受け、または共謀して、いじめや嫌がらせをしていた事実はなく、むしろ、C氏らが嫌がらせや不利益な扱いを我々に行い誹謗中傷も受けていた。</p> <p>■C氏の車をつけ回したとされたが、あれはD氏の近所の駐車場に無断駐車をしているのを確認に行き、その帰りにC氏</p>	<p>■C氏側から取材した内容から、A氏より経験の浅いC氏が会社で地位が上にあるところが生意気だと思われたのが原因だと情報を得て、そう判断した。</p> <p>■我々としては、分かり得ないところもあります。</p> <p>■再確認しないと正式なことはお伝えできない</p>

<p>について</p>	<p>の車に追い抜かれた瞬間のもので、C氏の後ろを走ったのは一瞬だけだ。</p> <p>■コンビニでC氏の写真を撮ったとされる場所はD氏の近所のファミレスで、C氏の写真は撮っていない。</p>	<p>いが、結構長く撮られていたというふうには認識している。</p> <p>■映像ではコンビニを見ているような状態であった。C氏の取材をした際、自分が撮られたというふうにC氏は認識していた。</p>
<p>放送後の対応</p>	<p>■3月9日に連絡を入れたが、担当者がいないので後日電話があったが、個別の内容には対応しないと言われ、取り合ってもらえなかった。</p>	<p>■3月9日、12日、14日に、番組に登場した「B氏は自分のこと」と主張する男性から視聴者センターに入電があったが、番組担当者は不在だった。</p> <p>■3月17日、「B氏は自分のこと」と主張する男性から視聴者センター経由、番組スタッフルームに入電があったが、「個別に取り上げたニュースの具体的な詳細については、プライバシーの保護の観点から、お答えできないので、ご了承頂きたい」という趣旨の返答をした。</p> <p>■本件番組においては、ストーカー被害という事件の性質上、取材源の秘匿、及び取材協力者のプライバシーと安全保護が他の案件に比しても極めて重要であるから、特定の人物や事件を前提とする問い合わせに対しては、その前提が正しいかどうか自体に対する言及も避ける必要があった。</p> <p>■前項に記載した各入電は、いずれも、特定の人物や事件を前提とするものであったから、それらに対する番組の対応も、上記のようなものとならざるを得なかったし、その対応は適切なものであったと考える。</p>
<p>局への要求</p>	<p>■番組では仮名にしているのに、放送前に関係者と思われる人間が誰かを特定できることを許しているのかどうか、ということが知りたい。</p> <p>■特定されてしまった上に内容が事実と大きく異なるので訂正してほしい。</p>	<p>■本件番組を放送したことによって人物が特定されて第三者に認識されるものではない。従って、本件番組の放送により特定の人物の名誉が毀損された事実はなく、訂正放送等の必要はない。</p>

VI 申立ての経緯および審理経過

年 月 日	内 容
2015年 3月 8日	フジテレビ『ニュースな晚餐会』放送
3月 9日	申立人、フジテレビに抗議の電話
3月12日	申立人、フジテレビに抗議の電話
3月14日	申立人、フジテレビに抗議の電話
3月17日	申立人、フジテレビに抗議の電話
5月 1日	申立人の申立書（4月20日付）を受理
5月27日	フジテレビの「経緯と見解」書面を受理
6月16日	第221回委員会 審理入り決定
7月 1日	フジテレビ、「答弁書」を提出
7月15日	申立人、「反論書」を提出
7月14日	起草委員による論点と質問項目の打合せ
7月21日	第222回委員会 審理
8月 4日	フジテレビ、「再答弁書」を提出
8月18日	第223回委員会 審理
9月15日	第224回委員会 審理
10月20日	第226回委員会 ヒアリング、審理
10月22日	フジテレビ、「承諾書」を提出
11月17日	第227回委員会 審理
11月30日	第1回起草委員会
12月15日	第228回委員会 審理
2016年 1月13日	第2回起草委員会
1月19日	第229回委員会 「委員会決定」案を了承
2月15日	「委員会決定」 通知・公表

放送倫理・番組向上機構 [B P O]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	坂井 眞
委員長代行	奥 武則
委員長代行	市川 正司
委員	紙谷 雅子
委員	城戸真亜子
委員	曾我部真裕
委員	中島 徹
委員	二関 辰郎
委員	林 香里